

衆議院 經濟産業委員會 會議錄 第十五号

令和三年五月二十六日(水曜日)

午後一時開議

出席委員

- 委員長 富田 茂之君
- 理事 鬼木 誠君
- 理事 岡 芳弘君
- 理事 山際大志郎君
- 理事 山岡 達丸君
- 理事 山岡 将吾君
- 理事 石川 昭政君
- 理事 加藤 鮎子君
- 理事 神田 裕君
- 理事 小林 鷹之君
- 理事 鈴木 淳司君
- 理事 辻 清人君
- 理事 西村 明宏君
- 理事 福山 守君
- 理事 星野 剛士君
- 理事 宗清 皇一君
- 理事 石川 香織君
- 理事 松田 功君
- 理事 宮川 伸君
- 理事 高木美智代君
- 理事 美延 映夫君
- 理事 石崎 徹君
- 佐藤ゆかり君
- 武藤 容治君
- 齊木 武志君
- 中野 洋昌君
- 穴見 陽一君
- 上野 宏史君
- 神山 佐市君
- 工藤 彰三君
- 佐々木 紀君
- 武部 新君
- 富樫 博之君
- 福田 達夫君
- 穂坂 泰君
- 三原 朝彦君
- 八木 哲也君
- 落合 貴之君
- 松平 浩一君
- 山崎 誠君
- 笠井 亮君
- 浅野 哲君

- 經濟産業大臣 梶山 弘志君
- 内閣府副大臣 赤澤 亮正君
- 内閣府副大臣 堀内 詔子君
- 厚生労働大臣政務官 大隈 和英君
- 經濟産業大臣政務官 宗清 皇一君
- 政府特別補佐人 古谷 一之君
- (公正取引委員会委員長) 更田 豊志君
- (原子力規制委員会委員長)

- 政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 佐藤 暁君
- 政府参考人 (金融庁総合政策局審議官) 油布 志行君
- 政府参考人 (金融庁総合政策局参事官) 井上 俊剛君
- 政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 宮崎 敦文君
- 政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 太田 雄彦君
- 政府参考人 (經濟産業省大臣官房技術総括・保安審議官) 嶋山陽二郎君
- 政府参考人 (經濟産業省大臣官房商務・サービス審議官) 島山陽二郎君
- 政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 矢作 友良君
- 政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 福永 哲郎君
- 政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 柴田 敬司君
- 政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 岩城 宏幸君
- 政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 新原 浩朗君
- 政府参考人 (經濟産業省經濟産業政策局地域經濟産業政策統括調整官) 桜町 道雄君
- 政府参考人 (經濟産業省通商政策局長) 広瀬 直君
- 政府参考人 (經濟産業省商務情報政策局商務・サービス政策統括調整官) 山本 和徳君
- 政府参考人 (資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官) 小野 洋太君

- 政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長) 茂木 正君
- 政府参考人 (資源エネルギー庁資源・燃料部長) 南 亮君
- 政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 松山 泰浩君
- 政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 飯田 健太君
- 政府参考人 (中小企業庁経営支援部長) 村上 敬亮君
- 政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 木村 典央君
- 政府参考人 (原子力規制庁長官官房審議官) 金子 修一君
- 經濟産業委員會専門員 宮岡 宏信君
- 委員の異動 五月二十六日
- 兼任 補欠選任 佐市君 福山 守君
- 兼任 補欠選任 清人君 加藤 鮎子君
- 兼任 補欠選任 誠二君 石川 香織君
- 兼任 補欠選任 誠君 松田 功君
- 同日 兼任 補欠選任 清人君
- 兼任 補欠選任 佐市君
- 兼任 補欠選任 誠二君
- 兼任 補欠選任 誠君

北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるとの件(内閣提出、承認第三号)

は本委員会に付託された。

五月二十一日
東京電力福島第一原子力発電所におけるアルプス処理水の処分に関する基本方針に係る説明と風評対策に関する陳情書(盛岡市内丸一二の二 遠藤政幸)(第一二七号)

同日
エネルギー基本計画の見直し等に関する意見書(福井県議会)(第一九七四号)

原子力発電所の安全確保とエネルギー政策に対する意見書(新潟県柏崎市議会)(第一九七五号)

タンク貯蔵汚染水を海洋放出する基本方針の拙速な決定に反対する意見書(東京都小金井市議会)(第一九七六号)

東京電力福島第一原子力発電所におけるALP S処理水の海洋放出決定について十分な説明と慎重な対応を求める意見書(岩手県議会)(第一九七七号)

東京電力福島第一原子力発電所におけるALP S処理水の海洋放出決定について十分な説明と慎重な対応を求める意見書(宮城県七ヶ浜町議会)(第一九七八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたこと

く未来社会のデザイン」と定められ、「いのちを知
る」「いのちを育む」等の八つのテーマ事業が設定
されており。

◆現在、大阪は大変なコロナ禍で苦しんでおり
ます。私も、大阪選出の議員の一人として、また
本当に一人の国民として、コロナの収束後になっ
て、二〇二五年に大阪で開催される万博に非常な
大きな希望を持っており。

経済産業省を始め関係府省では、万博開催に向
けたもの取組が進められていくと承知して
おりますが、現在のコロナ禍も踏まえて、大阪で
万博を開催する意義、コロナ対策を含めて参加を
表明していただける国を増やすための具体的な取
組の状況、また、子供に夢を与えるための具体的
な企画内容など、万博開催の成功に向けた検討の
状況と今後の見通しについて教えていただけませ
うか。

○岩城政府参考人 お答え申し上げます。
大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデ
ザイン」をテーマとして、昨年十二月に閣議
決定しました基本方針におきましてポストコロナ
の経済・社会への転換を掲げまして、ポストコロ
ナ時代求められる社会像を世界とともに提示す
ることをうたっているところでございます。

これを受けて、例えば、従来の、会場を実
際に訪れるというリアルな体験に加えまして、
バーチャルを融合させる等により世界中から多く
の人々の参加を可能とするなど、新しい万博の姿
を打ち出していきたいというふうに考えておりま
す。

また、委員御指摘の各国への参加招請活動につ
きましてでございますけれども、現在、政府を挙
げて取り組んでおりまして、これまで、二十九か
国、そして三つの国際機関から参加表明をいただ
いているところでございます。今後とも、在京大
使への働きかけやオンラインを活用した会談等を
駆使しまして、更に積極的に進めていきたいとい
うふうに考えております。

それから、万博会場等での具体的な展示、企画

内容等につきましてですが、二〇二五年日本国際
博覧会協会等とも連携しながら検討を進めてい
るところでございます。健康・医療、カーボン
ニュートラル、ロボット、モビリティ等の分野
におきまして、例えば、大気中からCO₂を直接
回収する技術の実証や、スクリーンで容易に疾病箇
所を特定する技術、あるいは空飛ぶ車を活用した
移動体験の提供等、最新かつ高度な日本の技術力
を世界にPRしてまいりたいというふうに考えて
おります。

現在のコロナ禍を乗り越え、二〇二五年大阪・
関西万博が、世界中の人々に夢や驚きを与え、子
供たちがわくわくするような素晴らしい万博とな
るよう、全力で取り組んでまいりたいというふう
に考えております。

○美延委員 そうなんです。ね。
実は、一九七〇年の大阪で行われた万博のと
き、私は小学校四年生でした。そのときに見た、
ちよっと固有名を出してあれなんですけれど
も、三菱未来館というのがあって、その三菱未来
館の、今の要するに携帯電話とかそういうのを
やってたのが、子供心にこんなのできるんかな
と思つたら、それが現在できているので、是非そ
ういうものを前に進めていただいて、やはり、僕
も当時小学校四年生でしたから、そういう小学
生や中学生に夢のあるような万博を是非やってい
たいと思います。これはまたこれから何回も、私
も質疑をさせていただきたいと思つています。よろ
しくお願いいたします。

次に、カーボンニュートラルについて伺いたい
と思つています。
昨年十月、菅総理は、成長戦略の柱に経済と環
境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大
限注力し、二〇五〇年までに、温室効果ガスをゼ
ロにする、すなわち二〇五〇年カーボンニュート
ラル、脱炭素社会の実現を目指す旨の発言をされ
ました。この理念自体には大いに共感できるもの
があり、我が国が世界の中で環境後進国として取
り残されることのないよう、積極的に取組を進め

ていく必要があるとの問題意識は十分に理解でき
るものであります。
一方、本年四月に開催された気候変動サミット
において、総理は、二〇三〇年度の温室効果ガス
について、二〇一三年度比マイナス四六％とする
ことを表明されました。これは、二〇一六年五月
に決定された現行の地球温暖化対策計画のマイナ
ス二六％と比較すると、目標値が大幅に引き上げ
られたものと言えます。

我が国のエネルギー政策の在り方について、閣
議決定により、エネルギー基本計画が定められて
おります。エネルギー基本計画では、自給率、経
済効率性、それから環境適合、それぞれの頭文字
のEを取つて三つのE、そして安全性でセキュリ
ティーということ、スリーEプラスSとの同時
達成が基本理念とされております。エネルギー基
本計画はこれまでに五回策定されており、昨年十
月からは第六次計画の策定に向けた検討が政府の
審議会等で進められていると聞いております。

このような中、気候変動サミットの総理発言に
よつて、スリーEの一つである環境適合の項目
が、温室効果ガスの削減目標としてマイナス四六
％で固定されてしまうことになるのではないで
しょうか。そうすれば、全体としての最適化を図
るために、残り二つのE、すなわち自給率と経済
効率性に大きな影響が及ぶことになると思われま
す。
現在、コロナ禍で産業界が経済的に厳しい状況
にあり、また電気料金も、今後、FIT制度によ
る負担の増大により更に上昇していく見通しと
なつております。今般のマイナス四六％の目標値の
設定によつて、特に経済効率性の観点から、我が
国の産業競争力や国民生活にどのような影響が及
ぶのか、その見直しについて教えていただけます
でしょうか。
○小野政府参考人 お答え申し上げます。
エネルギーは全ての社会経済活動を支える土台
というところでございまして、そのため、産業競争
力の維持や国民生活の観点から、委員御指摘のス

リーEプラスSのバランスを取りながら安価なエ
ネルギーの安定供給を確保することは、いつの時
代、いかなる状況下においても最重要というふう
に認識しているところでございます。

御指摘のとおり、二〇三〇年の新たな削減目標
を目指す上でも、エネルギーコストを最大限抑制
することは重要だということございまして、安
全性を最優先とした原発再稼働や、再エネコスト
低減に向けた技術開発を通じた電力コストの低減
等を進めてまいります。

エネルギー基本計画の見直しの議論におきま
しても、エネルギーコストの抑制に向け、安価なエ
ネルギーを安定的に供給することの重要性につ
いて、複数御指摘をいただいているところでござ
います。
エネルギー基本計画の見直しに向けては、二〇
三〇年の新たな削減目標と安価なエネルギーの安
定供給の両立を目指しまして、集中的に議論を深
め、結論を出していきたいと考えているところで
ございます。

○美延委員 ちよっと残つたんですけども、時
間が来ましたので、また次回にさせていただきます
でございます。
本日はこれで終わります。ありがとうございました。

○富田委員長 次に、浅野哲君。
○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。
本日もよろしくお願ひいたします。
冒頭、今日一日の質疑を聞いています中で、ちよつ
と、一件、私から所感を述べさせていただきます
ことがございますので、少しだけ、最初、その話
をさせていただきます。

本日の委員会質疑の冒頭で、原子力立地交付金
の話が取り扱われておりました。私、まさに東海
村が選挙区内にある議員でございます。本日、
石川委員もこの委員会に所属しておりますけれど
も、東海村における原子力立地交付金の存在意義
というものを少しばかりお話しさせていただきます
と思っております。

交付金というのは、まず、原子力発電事業者に入るものではなく、当然ながら自治体に入るものであります。そして、その用途というのはある程度定められておりまして、その地域に住む住民の福祉あるいは地域振興に資する取組に対して拠出をされるのが定められております。

少し御紹介させていただきたいのは、東海村において、この交付金を活用してこれまで、昭和五十年から交付がされておりましたので、もうすっかり村の財政の中に浸透しているものになっていっておりますが、近年、この交付金を使つて、例えば、子供たちの給食費の補助事業とか、給食室の増改築、あるいは村の図書館や小学校、中学校、幼稚園、保育所、こういったものの整備をしております。

大臣は十分に御認識を持たれていると思うんですけども、原子力発電の今後の在り方、続けるべきかやめるべきか、そして再稼働させるべきか、また避難計画の状況、いろいろな状況があるんですけども、それによって交付金が仮に何らかの影響を受けることになると、これは事業者ではなく、村でもなく、そこに住んでいる住民がじかに影響を受けることとなりますので、是非そこは慎重に議論をしてまいりたい。

これは私自身の自戒も込めて、冒頭、発言をさせていただきます。それでは、本日の通告に従いまして、質疑に入らせていただきます。まずは、コロナ禍における事業者支援策についてお伺いいたします。

私の地元茨城県は、これまで二回にわたって蔓延防止等重点措置の適用申請をさせていただきましたが、いずれも政府からはその申請を受け入れてもらえませんでした。現地から今私のところに届いている声としては、やはり、頑張つて感染拡大を抑えているんだ、それだけ体力を使っているし、現場の人たちは苦しい中で頑張つて抑え込んでいる、なのに、協力金や蔓延防止措置の適用を受けられないこと

によつて財政的な支援が受けられない、これは頑張っているのに不公平じゃないか、こんな声が届いております。

今日、笠井委員の質疑でも、事業者に対する支援拡充の要望がありましたけれども、私も、今検討されている月次給付金を含めて、今後の経産省の支援策の在り方の中で、蔓延防止措置の地域や緊急事態措置の対象地域に含まれない地域で頑張っている事業者をどう支えるのかというのを是非検討いただきたいと思います。

少し分かりやすく整理をしますと、非常に単純な例ですが、いずれかの措置の適用地域になれば、飲食店は協力金若しくは月次支援金のいずれかを受け取ることができまして、その取引事業者も月次支援金の対象になります。

ただ、対象地域にならなかつた地域においてはどうかといえますと、飲食店については県から協力金が出されています。しかしながら、飲食店と取引のある卸業者や運搬代行業者やそのほか、美容室やパレルショップなどというのはなかなか協力金の対象には含まれておらず、また月次支援金の対象にも今回含まれません。

完全に対象地域でない地域の飲食店以外の業態の方々が今置き去りにされているような状況になっておりまして、是非、指定地域外の事業者に対する支援策の改善を御検討いただきたいと思います。ますけれども、御見解を伺いたしたいと思います。

○飯田政府参考人 お答えいたします。ただいま茨城県の例でお話ございましたけれども、例えば、茨城県の飲食店と取引のある事業者という方であっても、例えば、茨城県の飲食店がその人流、要するに東京から人が来ないということでのその影響を受けているということであれば、そこ取引のある事業者の方々も一時支援金ないしは月次支援金の対象になるわけでございます。宣言とかの影響となつていられる地域との人の流れが緊急事態宣言によつて抑えられた、それによつて影響を受けたという方々に御支援できるような支

援金のスキームになつているところでございます。

○浅野委員 人の流れが減少している地域は対象になるんだという理屈は、それはそのとおりだと思ふんですけども、実際に、じゃ、指定地域以外の地域のそういった影響を受けている事業者が全員この支援策の恩恵を受けているかというと、当然そうではない。現に、茨城に限らず、全国で苦しい状況に置かれていられる事業者の方々がたくさんいる。今日、東京商工リサーチの調査結果についても何人かの委員の皆様が触れていましたけれども、まさにそんな状況になっておりますので、是非、今後検討していただきたいと思います。大臣、よろしくお願ひします。

○梶山国務大臣 緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置の地域ということになると休業要請をする、そしてそれに対して、協力金が地方創生臨時交付金を使つてそういったところに支払われるということでありまして、それら以外にも地方で必要な予算については、今、地方と連携を取りながら、地方創生臨時交付金等で地方なりの対応ということも含めて、いろいろな協議をしているところであります。できる限りそういったものが、やはり、はざまに落ちて、なかなか報われない人たち、またそういう業種があるということも含めて、そういったものに対応になるような、協議も重ねていきたいと思ひますし、予算の措置もできるようなに最善の努力をしてみたいと思ひます。

○浅野委員 是非よろしくお願ひします。かぶせるようで大変恐縮なんですけど、茨城県においては、自治体独自でできる範疇で、例えば、県が指定した市町村については、感染拡大市町村というふうな指定をしているんですけども、その指定した日から協力金の対象にしているんですけど、例えば、水戸市は何日から、何々市は何日からと本当に小刻みに指定をして、何とか財政をもたせながら支援を継続しようとしている。

このぐらい逼迫した財政の中で都道府県も頑張っているのに、月次支援金や臨時交付金の拡充というものについては是非御検討をお願いしたいと思います。

では、次の質問に移りたいと思ひます。

続いては、テーマは変わりますが、先日の委員会の質疑の続きで、電力多消費産業の電力コスト負担について質問させていただきたいと思ひます。前回も伺わせていただいたと思ひますが、産業用電気料金の現状というのは、前回、松山事業部長からは、日本の国内におけるコストが一キロワットアワー当たり十七・九円、そして諸外国は更に安い水準にあるというふうな御答弁をいただきましたが、これがこれからどうなるのかというところを簡潔にもう一度教えていただけますでしょうか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。東日本大震災以降、現在、多くの原発が止まつてございます。また、火力発電のユニットが高まつてございます。再生可能エネルギーの固定価格買取制度によりまして、二〇二〇年度で年間二・四兆円の追加負担が生じているという中で、先ほど委員の方からも改めて御指摘を頂戴したたけけれども、産業用電気料金というのは国際的にもかなり高い水準になりつつございまして、震災前に比べて約三割上昇しているところでございます。

お尋ねの今後の見通しでございますけれども、これは一概になかなか申し上げにくいところではございますが、一般論で申し上げますと、カーボンニュートラル社会の実現また社会経済活動に不可欠な電力の安定供給確保のための投資、様々なことを、将来を見据えますと投資がなされていかなければならない、このコストということを考えますと、今後も一定程度増加する傾向は見込まれるというふうな考えているところでございます。

一方、産業競争力や国民生活という観点から考えますと、電力コストの抑制は大変重要だと考えてございます。安全性を最優先とした原子力発電所の再稼働や再エネのコスト低減といったこと

技術開発など、様々な対策をしっかりと取っていきたくと考えています。

○浅野委員 ありがとうございます。

今後、電気料金自体は上がっていく傾向にある、ただ、抑制策もしていくことなんですけれども、本日の資料一を御覧いただきますと、これまでの産業用電気料金の価格の推移というのが記載させていただきました。これは分かりますが、引いておきますが、二〇一一年から二〇一九年までに約三割価格が上昇しております、日本の場合

そして、これは過去の委員会でも私取り上げさせていたんですが、電力多消費産業においては、事業の生産額に占める電力使用額の比率、要は、生産額の中でどれだけ電気代が含まれるかというこの比率、これが増えれば増えるほど電力多消費産業における事業所数が減っていく傾向にあると、明らかな相関が出ております。

要するに、電気代が上がってコストが上がった分、事業所が少なくなったり雇用が減ったりしているという傾向が明らかな統計的な傾向として既に出ていまして、やはり、電気代がしばらくは上がるけれども、そのうち抑えられるから大丈夫だというのは、電力多消費産業においてはもう死活的問題なんです。それでは遅過ぎる、そういう課題感を今持っております。

そこで、今日取り上げたいのは賦課金減免制度であります。

資料二を御覧いただきたいんですけども、こちらには、ちょっと参考として、ドイツの産業用電気料金の状況というのを、同じようなグラフ、過去からの推移を書いておきます。内訳として、電気代本体部分と賦課金部分というのを色分けして記載しているんですけども、やはり、ここ十年余りで賦課金部分のウェイトがかなり増えているのが分かります。

ドイツでは何をやっているかというところ、いろいろな仕組みを導入して、この賦課金部分の負担を

限りなくゼロにしているという対策を取っております。結果、こういうことが起きているか。

右側のグラフを見ていただきますと、日本とドイツの産業用電力の減免後の比較が、一番左側に載っていますが、日本でいうと、政府がつかんでいる数値とは少し異なるかもしれませんが、日本では十六・一円、ドイツでは六・一から七・四円という水準にまで差が広がっているということなんです。

日本は、減免制度がないわけではないんですけど、やはり、このドイツの例を見ますと、そしてこれから電気料金が上がっていくという時代を迎えることを考えれば、電力多消費産業を守る上でないか、このように思うわけですが、これに対して政府の見解を伺いたいと思います。

○梶山国務大臣 F I T制度は、再エネ電気の設定価格での買取りを国民全体で支える仕組みであり、賦課金の負担者である国民の理解の下に成り立つ制度であります。

減免制度は、国民負担の公平性と国際競争力維持強化の双方のバランスを踏まえて、制度制定時や改正時の国会での審議を経て措置をされたものであります。

このように、減免制度は、広く電気を利用する方々にその使用量に応じて負担を求めるとなると、減免制度の対象とならない方々にも御理解いただけるものであることが重要であると考えます。

減免の対象となる事業者の数や減免率については、海外と一概に比較することは難しいのですが、ドイツは製造業中心に減免を措置しているのに対して、我が国は、製造業、非製造業を含む電力多消費産業を対象に制度を措置しております。

東日本大震災以降の燃料費の増大や、足下ではF I Tを前提とした再エネの導入拡大に伴う賦課金の増加等がある中、二〇五〇年のカーボンニュートラルを実現していく上では、電源の脱炭

素化に向けて、再エネ、原子力、C C U S付火力など電源構成が大きく変化することが見込まれること、電化の進展により電力需要の拡大が見込まれることなど、様々な構造変化が想定される中で、グローバルな競争にさらされる産業界への電気料金水準を含めた競争環境への影響については引き続き注視してまいりたいと思っておりますし、他国との比較も含めてしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○浅野委員 よろしくお願いたします。

電気料金がこれから再エネ拡大あるいはシステム投資で上がり始めてからこの対策を考えるのはやはり遅いと思います。先手先手で、電力多消費産業の要望もしっかりと聞いていただきながら対策を検討いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

続いて、太陽光発電について質問させていただきます。

本日、山崎委員がソーラーシェアリングの話をしておりまして、これから太陽光が活躍する一つの事例だったわけですが、もう一つ、卒F I T電源というのがこれから大量に発生してまいります。私は、この卒F I T電源を活用した自家消費型の電源システムを早く普及させていくべきではないかという立場から質問させていただきます。

まず、これらの再エネの普及というのを考えたときに、やはり発電コスト、これまでよりも得なのか高コストなのか、こういった話が必ず出てまいります。改め、この太陽光発電における発電原価の考え方、どういった定義なのか、教えてくださいいただけますでしょうか。

○茂木政府参考人 まず、太陽光発電の原価でございますが、これは、太陽光パネルの資本費ですね、設置費だと思えますが、これに稼働期間を通じてかかる運転維持費を足し合わせたものを総コストにして、これを稼働期間を通じて発電される総発電量で割る、これが太陽光発電の考え方ということになります。

○浅野委員 ありがとうございます。

では、次、似たような質問になりますけれども、最近ではこれに蓄電システムを組み合わせて、より効率的にそのつくった電気を使いましょう、こんな使われ方が普及し始めておりますが、蓄電システムを併設した太陽光発電、電源の場合、発電原価の考え方というのはどうなるんでしょうか。

○茂木政府参考人 これは、蓄電池を併設いたしますと少し考え方が複雑になります、一般的な考え方として考えますと、先ほどの申し上げた太陽光発電のコストに、費用に加えて、蓄電池の、当然、資本費、つまり蓄電池自体のコスト、費用ですね、これに蓄電池を運転するための維持費、それから、一般的には、蓄電の場合には、発電するわけではなくて、充電してこれを放電するということになってまいりますので、例えば、発電したやつを充電して自家消費した場合に、これが外から買って来た電気との対比で幾らぐらいメリットがあるか、このメリット、それから、ためていた電気を例えば電力需給市場に出して売った場合には、その売ったメリット、一方で、これは充電したり放電したりしますので、そのロスはどう考えるか、こういったものを全て加味した形で定義をするということになります。今、こうした蓄電池併設型の太陽光の発電コストを試算している例は余りないというふうに承知しております。

○浅野委員 私も事前に少し説明を受けたときには、蓄電池込みの場合のコストの考え方というのはまだ余りはっきりしていないというふうに伺いました。

今日、資料三の方には、最初に御説明いただいた太陽光発電システム、パネル単体で、蓄電池はなしの状態のコストを算出するときの考え方、救済を事前にいただいてこちらに掲載をさせていただきます。

私は、これは蓄電池を組み合わせた場合であっても、結局のところ、蓄電池の価格や運転維持費、そして何年もつのか分れば、それらが全

て合わさったものが総コストなので、それぞれだけ発電したのが分れば発電原価というのは出せるんじゃないかと。つくった電気を、じゃ、ためるのかすぐ売るのが、どういう使い方をするのかは余りつくるために必要な原価計算には関係ないんじゃないかと思うんですね。つくった後にどう使うかはまた別の話で、つくるために最初に一体幾らの初期投資をして、それでただ発電できるかが分れば、結局、一キロワット当たり幾らで発電できたという考え方の整理はできると思いますので、これは、これから恐らく蓄電池を普及していくに当たって、その辺りの考え方をできるだけシンプルに統一しておくべきだと思うんです。でないと、計算できない、分かりづらい、じゃ、手を出すのをやめよう、こんな意思決定にもつながりかねませんので、是非そこはシンプルな指標をこれから早期に作っていただきたいと思っています。

その上で、次の質問に移りたいと思いますが、じゃ、本題になりますけれども、太陽光発電、卒FIT電源を今想定しておりますが、御家庭にある卒FIT電源を活用した自家消費型太陽光発電システムの発電原価というのは現状、今どれくらいかかっていて、今後どれくらい下がっていく見通しなのか、御説明をお願いいたします。

○茂木政府参考人 今、自家消費型の太陽光発電ということですが、住宅に載せる太陽光発電ということになると思います。こちらのコストが今、大体、二〇一九年度で十三・六円・パー・キロワットアワーということになっております。二〇二五年度の見通しで八・六円ということになります。

○浅野委員 ありがとうございます。今後減少、低減していく傾向にあるということなんです、本日の資料四の方に、少し私の方でも調べた表を載せていただきました。今、二〇二五年で八・六円まで下がるといこうことを御答弁いただきましたが、更にその先、二〇三〇年まで目をやっていたらどうですか、青い線に

なりませんが、一キロワットアワー当たり五・五円まで見えているということでもあります。

これは、現状、家庭用電気料金の価格が二十数円というふうになっております。二十五円前後でしようか。これが、これから再エネの拡大や系統に対する投資がかさむことにより更に電気料金が増えることになる。これは避け難い事実、見通しである。その上で、じゃ、国民負担をできるだけ抑制するためにはどうすればいいか。私は、やはり自家消費型と系統からの買電のハイブリッドにしていくべきだと思うんです。

です。是非、この自家消費型システムの普及には政府としても特段の力を入れていただきたいと思っております。この自家消費型再エネ電源システムの普及策、そして政策目標、現状どういったものがあるのか、御答弁いただけますでしょうか。

○梶山国務大臣 今委員御指摘のいわゆる卒FIT太陽光を活用して電力の自家消費を図ることは、安価な再エネ電源の有効活用や、災害時にも電力が利用可能なレジリエンスの向上の観点から重要であると考えております。

こうした太陽光発電の自家消費の促進のために、発電した再エネを一旦ためて最大限消費できるようにする蓄電池について、低コスト化を促しつつ、導入、普及を進めていくことが重要であります。

このため、二〇三〇年の蓄電池の価格を現在の三分の一程度の七万円、キロワットアワー当たり七万円とすることで目標設定をしているところであります。現状は大体十九万円から二十万円というところであり、様々な支援策で蓄電池の導入を補助する際には、この目標価格に到達するペースで低下させた価格以下の蓄電池のみを支援対象とすることで価格低減を促進し、国内の家庭や工場等に設置する蓄電池市場の見通しを二〇三〇年に現在の約十倍の二十四ギガワットアワーになると政府としては設定することで、将来市場の予見性を高め、事業者の投資を促進すると

ともに、国内の製造設備の増強に対する支援を通じて量産規模の拡大等を進めてまいりたいと考えております。

このような取組を通じて、自家消費の促進にも資する蓄電池の普及を加速化させてまいりたいと考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。是非、この自家消費型システムの普及には引き続き力を入れていただきたいと申し上げた上で、更にもう一つお願いがございますが、諸外国での実証事例を見ておきますと、新品の太陽光発電パネルと新品の蓄電池を組み合わせた電源構築というのに進んでいます。これは日本も一緒です。海外では、例えば、電気自動車などで使い終わった蓄電池をこの自家消費型の電源系の一構成要素として再利用する、リユースの取組も加速されております。

最後の質問になりますが、資料五に目をやっていたら、現在経済産業省が定置用蓄電池システムの普及支援をする事業者が並んでいるんですが、いずれも、新品の蓄電池をいかに高度に使うかという実証や研究への支援なんです。ではななくて、やはり、もう一歩先、リユース品をいかにうまく賢く使うのか、こういったところにも経産省としてはもっと力を入れていただきたいと思っております。

○茂木政府参考人 リユースの電池の活用、これは非常に重要だということに私も考えています。今お示しいただきました資料の上の二つについては、これはリユース電池も対象にしておりまして、例えば、リユースの電池を系統電池として活用するために実証事業を行うとすとか、あるいはVPPとして活用するというようなケースでもこれは支援の対象にしておりますので、こうした蓄電池の車載転用についての促進策もしっかりと進めてまいりたいというふうに考えています。

○浅野委員 では、終わります。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、内閣提出、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件を議題といたします。

○梶山国務大臣 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件（本号末尾に掲載）

○梶山国務大臣 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件（本号末尾に掲載）

日本は、平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする日本を取り巻く国際情勢に鑑み、同年十月十四日以降、北朝鮮からの輸入の禁止などの措置を厳格に実施してきました。また、平成二十一年五月二十五日の北朝鮮による二度目の核実験を実施した旨の発表を受け、同年六月十八日以降、北朝鮮への輸出の禁止などの措置を厳格に実施してきました。

しかし、関連する国際連合安全保障理事会決議は、北朝鮮の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの廃棄を求めています。また、拉致問題については、現時点においても、解決に至つ